

地上デジタル放送に関する地域間格差のない円滑な移行を求める意見書

現在のアナログテレビ放送は平成23年7月24日までに終了し、地上デジタル放送に完全移行することとなっているが、総務省の調査によれば和歌山県内で約15,000（全国で最大60万）世帯が地上波による受信見込みが立っていない。

また、受信可能な地域においても、各家庭におけるテレビの買い換えなどの負担が求められているとともに、電波の届きにくい山間部等においては、地上波を受信するための共同受信施設の設備改修に莫大な設備投資が必要となるなど、受信環境の整備に関して、各自治体及び利用者になたな負担が大きく発生している。

受信環境の整備は受益者負担が原則ではあるが、地上デジタル放送への移行が国策として進められている以上、地域間格差の発生を防ぐことなど、これによって生じる諸課題については、国の責任においてその是正が図られるべきである。

よって、国においては、デジタル放送への移行において地域格差が発生しないよう、地域事情を十分考慮した上で、早急に下記の事項について措置を講じられるよう強く要望する。

記

- 1 地上デジタル放送がどの地域においても視聴できるよう、山間部等における共同受信施設に係る機器更新・改修など、デジタル化の推進に対する支援 措置の創設・拡充を図ること。
- 2 地上デジタル放送への移行に伴う新たな難視聴の発生について、現状を的確に把握するとともに、新たな負担等が発生しないよう対策を講ずること。
- 3 地上デジタル放送への移行に伴い、生活保護世帯等の低所得者に過度の負担が生じる場合には適切な支援を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年9月28日

和歌山県議会議長 中村 裕一

(意見書提出先)

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣

財務大臣

厚生労働大臣

内閣官房長官